

○江戸川区特別業務地区建築条例

平成十五年十二月二十五日条例第三十六号

江戸川区特別業務地区建築条例

(趣旨)

第一条 この条例は、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号。以下「法」という。）第四十九条第一項の規定に基づき、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第八条第一項第二号の規定により定める特別業務地区内の建築物の建築の制限又は禁止に関して必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第二条 この条例において「特別業務地区」とは、準工業地域内において区長が別に指定する地区をいう。

2 前項に規定するもののほか、この条例において使用する用語の意義は、法及び建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）において使用する用語の例による。

(特別業務地区内の建築制限)

第三条 特別業務地区内においては、別表に掲げる建築物以外の建築物を建築し、又は建築物の用途の変更をしてはならない。ただし、区長が特別業務地区における業務の利便を害するおそれがないと認め、又は公益上やむを得ないと認めて許可した場合においては、この限りでない。

(委任)

第四条 この条例の施行について必要な事項は、区長が定める。

(罰則)

第五条 第三条の規定に違反した場合におけるその建築物の建築主、所有者、管理者又は占有者は、二十万円以下の罰金に処する。

(両罰規定)

第六条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関して、前条の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同条の罰金刑を科する。

付 則

この条例は、平成十六年四月一日から施行する。

別表（第三条関係）

- 一 学校、図書館その他これらに類するもの
- 二 事務所、研究所その他これらに類するもの
- 三 前二号の建築物に付属する寮、宿泊施設、店舗その他これらに類するもの
- 四 駐車場、公園等の管理施設その他これらに類するもの